

# 介護・福祉現場におけるハラスメント防止

介護現場で働く職員がハラスメントの被害を受けることなく、安心して働き続けることができる職場づくりを目指し、ハラスメントの基礎知識や対策の必要性、具体的な取組などを学びます。

- 【日 時】 令和2年2月4日(火)  
午後2時00分～午後4時30分(受付:午後1時30分から)
- 【会 場】 市立産業会館 3階 大研修室(中央区中央3-12-1)
- 【対象者】 ○市内の訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、  
夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護事業所(指定申請中含む。)  
に勤務する訪問介護員等  
○市内介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所に勤務する職員等
- 【受講料】 無料
- 【定 員】 50名 1事業所2名まで
- 【講 師】 きのえ 甲 康枝 氏(きのえ社会保険労務士事務所 所長)

社会保険労務士として、就業規則、労務相談、雇用管理、人事制度、ハラスメント対策、障害者雇用、治療と就労の両立支援などの業務に対応しているほか、事業者の実情に沿った制度や処遇改善加算制度に適合した賃金、評価、キャリアパスの提案など、様々な課題の解決に向けた支援をきめ細やかに行っている。

- 【申込期限】 令和2年1月20日(月) 定員に達した場合には受付を終了します。
- 【受講申込み】 高齢政策課へFAX(042-752-5616)で申込み  
FAX送信後、高齢政策課(042-769-8354)へご連絡ください。

## <受講申込書>

事業所名		氏名	
連絡先	電話 - -	氏名	
講師への 質問等	本研修のテーマについて、業務上感じる疑問や悩みなど		

受講決定通知の送付はありません。受講をお断りする場合のみ、ご連絡いたします。  
当日は、公共交通機関でお越しください。